時事新報

第千三百八十三號
明治十九年九月十七日 金曜日
舊丙戌八月二十日(庚辰)
日出午前五時四十五分 日入午後六時四分
月出午後八時二十分 月入午前八時四十九分
滿潮午前七時四十九分 午後八時零四分
(西暦一千八百八十六年)

大坂出張所移轉社告

當時事新報社大坂出張所の儀是迄同府東區高麗橋通五丁目卅四番地に設置有之候處近來同出張所事務追々多端に相成り家屋の狹隘を感じ候に付今般同府東區高麗橋通二丁目三十三番地に移轉仕候

東京市中の看客へ社告

當社時事新報豫約御購讀被成下候に付ては右代價の義は總て前金に申請くべき筈に御座候處當社の不行屆より東京市中に限り是迄は兎角後金に相成り勝ちにて爲めに當社計算上の混雜は申す迄もなく定めて購讀者諸君の御手許に於ても御不都合ありしならんと恐縮の至りに奉存候就ては自今成る可き丈け注意仕り時事新報代價は乾度前金に申請け右前金相切れ候前には必ず當社より時事新報代價受取人を伺候致させ次回の前金御拂入れを請求仕るべく候間其節右受取人へ引續き時事新報を御送附申上候事の要否如何を御沙汰被成下度候

時事新報

太平洋電線は小笠原島を經るを要す

日米兩國間太平洋には地理商賣政治等の諸點より考へて海底電線を沈架せざる可らず此間の距離、四千五百英里と見て其電線沈架費は凡そ七百萬弗なる可し此費用は日米兩政府に分擔して之を直轄するか或は太平洋海底電線會社なる者の私に任せて兩政府より年々若干の利益を保證するも孰れにしても此十九世紀の末年、前途望みある日米間に電信の交通なしと云はしむるは兩國の爲めに謀りて名實共に不得策なる可しとは我輩嘗て之を本紙上に開陳せしことあり既に先年米國にて電信大業の名あるフヒールド氏は太平洋電線沈架の事に就き米國幷に布哇政府に協議せる所ありて夫れより日本にも渡來して其筋の意見を尋ねたりしに當時其筋にて評議の末フヒールド氏の陳狀に贊助の意を表したるやの風聞ありし爾後如何なる都合にやフヒールド氏は未だ其事を果さずと雖ども日米兩政府が更に右等の人に向ひ十分の保護を與へたらんには太平洋電線會社の創立を見るも難きに非ず我輩の兩國の爲めに熟望する所なり

右の次第にて太平洋電線沈架は之を實行す可きとして其線路如何に就ては從來樣々の說もあり前年フヒールド氏の計畫せし一線路の如きは先づ米國西海岸と發して布哇國に達し是より二線に分きて一線は濠洲に入りて歐洲線に合し一線は日本に達し夫れより支那朝鮮に分派するの都合なりしと云ふ電線工事は順序上如何なる線路を便利とするやは自から專門家の說ある可しと雖ども兎に角布哇より日本に達する電線として一寸小笠原島を經て來らしむ可きとの說は我輩の贊成する所なり蓋し西琉球より東小笠原島に至る一帶は呂宋臺灣邊より來る潮流の工合もあり赤道近傍の温熱、空氣厚薄に變化あるよりて秋季には往々颶風を生じ其餘波日本に襲來るを常とし其暴風季節には世界中最危險の航路と爲り太平洋通ひの汽船が或は針路外に吹き流され或は破損を生ずるは重もに此小笠原島一帶の間に在る由然るに今太平洋の電線此小笠原島に立寄りて來らば其近傍一帶に暴風の危險あるに際し布哇及び米國の方なり或は日本の方なりへ電信を以て暴風警報を發せると得べし斯くて數日前より小笠原島邊に何程の暴風なるやを豫知する時は此邊と通航する汽船皆な其出發を見合はするか或は其針路を轉ずるか夫れ〲に用意と爲すが故に從來の危險を免かれて航海上に非常の便益をなすとなるらん此際若し薩摩沖繩間の海底電線も成りて小笠原島より沖繩より同日に暴風警報の到着せるあれば今後此邊へ向ふて出發する船舶は孰れも其難破と避くることと得べし一隻の船舶にても之きに附屬する生命財產は中々鮮少のものに非ず電線の音信を以て能く氣象の消息を豫知し爲めに諸船艦の危險を除くことを得ば其便益の大なる果して如何ぞや凡そ文明の世の中にては諸の天然力を制御して其危險を遠ざけしめざると肝要なり開く所に據れば米國などには洪水警報なるものあり例へばミスシツピー河の上流にて連日の霖雨ある時は河下の各地へ向けて其雨量の度を電報す斯くて各地は多年の經驗に由り上流幾インチの雨量あれば幾尺幾丈の水嵩と增すやと知り豫め其用意と爲すが故に從來の如く洪水の危難に罹ると稀れなりと云ふ天然の危難を豫知して之れに應ずるの策を講ずるは孰れも文明人の智術なり太平洋の電線も小笠原島に立寄れば或は多少の迂路と取らざる可らざるの事情もあらんと雖ども日米兩國間通航者の危險を豫防し得るとあれば日本にても特別に此間の費用を負擔して至當のことなりん且つ海底電線の道筋に適當のステーションを置くときは電線に損所を生ずるに當りて之を見出し之を修繕するの便利も少なからずうたし〲以て小笠原島に立寄るの一案は決して起業者の徒費にあらざる可し、太平洋の電線未だ着手の運びに至らざる今日、突然此議と提出するは或い大早計あるが如くなきども我輩は今より輿論を此點に喚起して事前に輿論の熟するを期するものあり

官報

○農商務省告示第十八號

畜舍令第十一號獸類傳染病豫防規則ニ關スル心得ノ事項左ノ如シ

明治十九年九月十五日　農商務次官吉田清成

獸類傳染病豫防心得○第一項 獸類ノ狀態、管理、飼養ニ注意スルコト○第二項 獸類ノ身體、畜舍、器具等ヲ清潔ニスルコト○第三項 畜舍內ニ新鮮ノ大氣ヲ流通セシムルコト○第四項 畜舍內ノ温度ヲ調和スルコト○第五項 飲水ノ清淨ヲ要スルコト○第六項 適度ノ運動ヲ爲サシムルコト○第七項 健畜ト傳染病畜トヲ隔離スルコト○第八項 傳染病流行地方ニ於テハ病性ニ從ヒテ獸類ヲ區別シ成ルヘク獸類ノ出入往來ヲ爲サシメサルコト○第九項 傳染病畜所在ノ入口ニハ其病名ヲ標示スルコト○第十項 傳染病流行地近傍ノ牧場ニ放牧セサルコト○第十一項 牧場ニ於テ傳染病發生シタルトキ直ニ其患畜ヲ適當ノ場所ニ圍ヒ置キ他ノ健畜ヲシテ之ニ接近セシメス又ハ放牧セサルコト○第十二項 傳染病流行ノ地方ニ於テハ獸類ノ市場、屠場等ニ消毒法ヲ施スコト○第十三項 所有者又ハ管理者ヲ問ハス創傷、潰瘍等アルモノハ患畜ニ觸接セサルコト○第十四項 傳染病流行ニ際シテ獸類發病シタルトキハ其何病タルヲ問ハス獸醫ヲシテ速ニ之ヲ診察セシムルコト○第十五項 傳染病流行ノ際ハ一層排水法ヲ怠ラサルコト○第十六項 牛疫若クハ傳染性胸膜肺炎ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル死體、蒭草、糞尿及其他ノ廢棄物等ヲ運搬スルニハ牛ヲ用フヘカラサルコト○第十七項 獸類炭疽熱ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル死體、蒭草、糞尿其他ノ廢棄物等ヲ運搬スルニハ牛馬ヲ用フヘカラサルコト○第十八項 鼻疽及皮疽流行ノ際ハ馬匹ヲ交尾セシメント欲セハ必ス獸醫ノ診察ヲ受クヘキコト○第十九項 鼻疽及皮疽ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル死體、蒭草、糞尿及其他ノ廢棄物ヲ運搬スルニハ馬ヲ用フヘカラサルコト○第二十項 傳染病畜アル舍內及牧場ニ於テハ獸醫又ハ看護者ノ外ハ濫ニ患畜ニ接近セシメサルコト○第二十一項 傳染病ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル獸類ノ死體、排泄物ハ勿論之ニ使用シタル飼料、蒭草等ハ悉ク燒棄ツルコト○第二十二項 患畜ヲ撲殺場又ハ埋瘞場ニ移スノ途中他畜ノ近接ヲ避ケ且血液其他ノ排泄物ヲ遺脱セサルコト○第二十三項 糞尿ハ勿論其他汚穢物ハ總テ傳染病ノ媒介トナルモノナレハ務メテ之ヲ除去スルコト○第二十四項 傳染病流行地方ノ犬、猫、鷄、鴿等ハ飼主ニ於テ放飼セサルコト○第二十五項 傳染病ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル獸類ノ死體、排泄物ハ勿論其他該畜ノ爲メニ使用シタル畜舍、欄庭、貨車、糞窖、塵溜、器具等ニハ消毒法ヲ施スコト○第二十六項 傳染病畜ノ看護者ハ勿論其患畜ニ觸レタルモノニハ消毒法ヲ施スコト○第二十七項 患畜者ハ熱湯或ハ灰汁ヲ以テ洗ヒ石灰水或ハ粗製石炭酸水ヲ灑キ窓戸ヲ密閉シテ亞硫酸瓦斯ノ薰蒸法ヲ施シ次テ窓戸ヲ開放シ大氣ヲ通シ日光ニ曝スコト○第二十八項 患畜ノ糞ハ燒棄テ或ハ消毒藥ヲ灑キテ深ク地中ニ埋メ尿窖ニハ石灰ヲ撒布スルコト○第二十九項 患畜ニ觸レタル飼槽、芻架、被覆(獸類ニ用ヒタルモノ)及其他ノ器具ハ燒棄ツルヲ良トス但鐵製ノ器具ハ火熱ヲ加ヘタル後用フルモ妨ナキコト○第三十項 患畜若クハ死體ヲ取扱ヒ又ハ消毒法施行ニ從事セシ者ニシテ止ムコトヲ得ス他行スヘキ場合ニ於テハ其身ニ消毒法ヲ施シタル後ニアラサレハ他行セサルコト○第三十一項 患畜若クハ死體ヲ取扱ヒ又ハ消毒法施行ニ從事セシ者ノ衣服ハ成ルヘク燒棄ツルヲ良トス否サレハ其衣服ヲ石鹼水ニテ洗ヒ亞硫酸瓦斯ノ薰蒸法ヲ施シ十二時乃至二十時間消毒シテ充分大氣ニ曝スコト○第三十二項 患畜或ハ排泄物等ニ觸レタル者ノ草鞋、木履等ハ燒棄テ靴ハ石灰水ニテ洗ヒ之ニ獸脂ヲ塗リテ大氣ニ曝スコト○第三十三項 消毒藥ハ其類多シト雖モ左ニ普通ノモノヲ擧ク、第一 濃厚石炭酸水(二十五倍乃至五十倍)畜舍、器具、死體、排泄物、糞窖、塵溜等ニ施用ス、第二 稀薄石炭酸水(六十倍乃至百倍)畜舍、欄庭、貨車、看護者ノ衣服又ハ洗手等ニ施用ス、第三 石灰水 畜舍ノ壁床、飼槽、芻架、其他木製ノ器具等ニ施用ス、第四 石灰 畜舍、糞窖、死體等ニ施用ス、第五 亞硫酸瓦斯(硫黃ヲ燒キ發散シタル瓦斯) 畜舍內器具等ヲ薰蒸スルニ施用ス

(以下次號)

○滋賀縣學事規則改正　滋賀縣に於ては小學校令に依り小學校の設置區域及位置等を定め學區を百七十六に區劃し學校は高等科九、尋常科九十七、簡易科三百二十二を設置し小學校授業料規則を設けて高等科授業料は一箇月金二十五錢以上五十錢以下、尋常科は金十錢以上三十錢以下れ範圍內に於て徵收せしむることとし小學校の學科及其の程度實施方法小學簡易科敎則學齡兒童就學規則町村立私立學校(小學校を除く)設置廢止規則と定め小學校經費收入支出規則を以て金錢の出納幷に郡役所戸長役場及小學校に備置くべき簿冊を一定し小學校資產管理規程を定めて學校の資產(學田、山林、公債證書、驛遞貯金、金穀、及雜貨、土地及建物、書籍、器械、標本、及雜具の七種に區分し且各種の簿冊を一定し小學校の門標書式と定め以上の諸規則は本年十月迄に準備と完了せしめ十一月より實施するの目的なり又小學校は高等一級生及今回學校組織の變更等に依り退學する者を除く外は本年秋季試驗と執行せず此の際生徒の學力を調査して來る二十年三月に於て修了すべき新敎則の相當學級に編入せしむ

●流行地虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
京都府丹後國	九月十四日	十八人	四人
大坂府	同	八十八人	七十四人
內四區西成郡ニ新患三十四人新舊死亡三十九人			
神奈川縣	同	二十七人	二十四人
內横濱區ニ新患五人新舊死亡五人			
兵庫縣	同	三十五人	三十一人
內神戸區ニ新患五人新舊死亡四人			
長崎縣	同	十八人	十七人
內長崎區ニ新患七人新舊死亡十一人			

埼玉縣
千葉縣
茨城縣
山梨縣
秋田縣
福井縣
岡山縣
廣島縣
山口縣
和歌山縣
愛媛縣
佐賀縣
函館支廳
小計新患六…
佐賀縣
小計新患八…
佐賀縣
小計新患十…
長崎縣
內長崎區新…
新潟縣
埼玉縣
千葉縣
長野縣
青森縣
山形縣
石川縣
富山縣
島根縣
山口縣
福岡縣
佐賀縣
小計新患六…
合計　新患千…

○流行地外虎列…
迄新患二十八人、…
新患十三人、新…
、新舊死亡二人…
八、新舊死亡五…
亡五人」靜岡縣…
新舊死亡二人」…
八、新舊死亡七…
亡一人」岩手縣…
舊死亡七人」島…
」德島縣去る十…

雑報

○在倫敦淸國公…
りの委任狀を賜…
スボルクへ赴…
二十九日獨逸政…
汽車にて同國の…
留中は獨逸皇帝…
十日皇太子に謁…
に厚かりしと尊…
を呈すべき爲め…
出立し同五日同…

○倫敦通信　(…
殆ど全歐洲に均…
ぎず濱たる濠洲…
餘ありて人足ら…
明を採用し變に…
る進步の勢あり…
付さる目には驚…
リアより其地に…
たる箇置の大…
通する金貨に殆…
るもの驚かざる…
ふさしむるもの…
オン第一世が幽…
具と同帝が襲去…
り肉落て頰骨の…
る身を以て絕海…
覺へざ旅客の秋…
純然たる支那風…
年の如く晚景よ…
ふ光を失ふ生一…
知らず塲外に出…
るとあり英國に…
おゐて一箇年二…